





有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報ファイルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、インターネット接続機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

**(インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務)**

第十九条 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び直接制御する機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるよう、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

**(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)**

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であつて閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくする。

三 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報の発信が行われたことを知ったときは又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができるないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

**(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)**

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

**(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)**

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

**第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等**

**第一節 フィルタリング推進機関の登録**

**(フィルタリング推進機関の登録)**

第二十四条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、次に掲げるいずれかの業務（以下「フィルタリング推進業務」という。）を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。

二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。

2 前項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、総務省令・経済産業省令で定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 第二十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

三 総務大臣及び経済産業大臣は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 インターネットの利用を可能とする機能を有する機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する者がフィルタリング推進業務を行うものであること。

イ 一年以上青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発又は青少年有害情報フィルタリングサービスに関する実務に従事した経験を有する者

ロ イに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 フィルタリング推進業務を適正に行うために次に掲げる措置がとられていること。

イ フィルタリング推進業務を適正に行うための管理者を置くこと。

ロ フィルタリング推進業務の管理及び適正な実施の確保に関する文書が作成されていること。

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

四 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者（以下「フィルタリング推進機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

五 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者（以下「フィルタリング推進機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

四 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者（以下「フィルタリング推進機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

四 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者（以下「フィルタリング推進機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

四 登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

第一節 フィルタリング推進機関の登録

**(報告又は資料の提出)**

第二十七条 総務大臣及び経済産業大臣は、フィルタリング推進業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、フィルタリング推進機関に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

**(公示等)**

第二十八条 総務大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第二十四条第六項の規定による届出があつたとき。

三 第二十五条第一項の規定による届出があつたとき。

四 第二十六条の規定により登録を取り消したとき。

2 総務大臣及び経済産業大臣は前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。  
 (総務省令・経済産業省令への委任)

この節に規定するもののほか、フィルタリング推進機関及びフィルタリング推進業務を行し必要な事項は、総務省令・経済産業省令で定める。

第三十条 国及び地方公共団体は、次に掲げる民間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるものとする。

#### 一 フィルタリング推進機関

二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能に関する指針の作成を行う民間団体

三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し又は提供する事業者及び青少年有害情報

報フィルタリングサービスを提供する事業者

四 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体

五 青少年有害情報に係る通報を受理し、特定サークル管理者に対し措置を講ずるよう要請する活動を行う民間団体

六 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアにより閲覧を制限する必要がないものに関する情報を収集し、これを青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体

七 青少年閲覧防止措置、青少年による閲覧の制限を行う情報の更新その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備に關し講ぜられた措置に開発する事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体

八 その他関係する活動を行う民間団体

#### 第六章 雜則

(経過措置の命令への委任)  
 第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

##### (検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
 第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 インターネットを利用して公衆の閲覧に供するこれが犯罪又は刑罰法令に触れる行為となる情報について、サーバー管理者がその情報の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合における当該サーバー管理者のその情報の発信者に対する損害の賠償の制限の在り方については、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成二一年七月八日法律第七一号) 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

#### 附 則 (平成二九年六月二三日法律第七五号) 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条の規定は、この法律の施行の際に締結されている新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約であつて、この法律による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約でないもの(以下この条において「特定役務提供契約」という。)に基づく新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供については、適用しない。ただし、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)以後に、特定役務提供契約の変更を内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を内容とする契約であつて、当該特定役務提供契約の相手方又は当該特定役務提供契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。)の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。

(携帯電話端末又はPHS端末の製造事業者の義務に関する経過措置)

第三条 施行日前に製造された携帯電話端末又はPHS端末及び当該携帯電話端末又はPHS端末と同一の型式に属する携帯電話端末又はPHS端末であつて施行日以後に製造されるものの販売については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十八条本文の規定は、適用しない。

(検討)  
 第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年(新法第二条第一項に規定する青少年をいう。)が青少年有害情報(新法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)の閲覧(同項に規定する閲覧をいう。)をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。  
 (青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。